

# 花火大会開催の手引き



公益社団法人日本煙火協会

# 1. 花火大会を実施するにあたって

## (1) 打揚場所を決める

花火をどこで打ち揚げるかを定める条件はいくつかあります。

### ① 人が集まりやすいところ

交通が比較的便利で集まりやすく、観客席が確保できるところ。

### ② 安全な距離（保安距離）が取れるところ

安全を考えて、観客席や建物などと花火を打ち揚げる場所とは、相当の距離が必要で、これを安全距離（保安距離）といいます。

打ち揚げる玉の大小・種類によってその距離は異なり、また、その基準は都道府県によって多少の差があります。

一例として、巻末に東京都の基準（抜粋）を添付します。

### ③ 気を付けなければならない環境

打揚場所の付近に、危険物の貯蔵施設や燃えやすいものがある所は禁物であり、枯草等類焼の心配がある所は打揚前に散水するなどの計画が必要となります。

また、花火を打ち揚げると燃え滓が風下に落ち、自動車塗装等の表面に被害を与え問題になることがあります。

駐車場、自動車ディーラー、マリーナ、ソーラパネル、ビニールハウス等は特に注意が必要です。

## (2) 許可に必要な諸手続きをしなければなりません

打揚業者と相談し、打揚内容が内定したら都道府県（管轄する政令指定都市）の火薬取締担当課に「火薬類消費許可申請書」を提出するなどの諸手続きが必要です。

ただし、書式、申請先などは都道府県（管轄する政令指定都市）によって異なりますのでご注意ください。

## ① 花火大会は都道府県（管轄する政令指定都市）の許可が必要

- \* 火薬類消費許可（煙火消費許可）申請書は、原則として主催者の代表者名で行います。
- \* 申請先は各地方で異なり、出先機関や許可を委任されている消防本部などに行うこともあります。
- \* 申請に先立ち、多くの場合は打ち揚げをする場所の所有者の土地使用の承諾書をもらいます。（申請書に添付する場合があります）  
（例）河川敷の場合は、国土交通省各河川事務所
- \* 打揚作業には、煙火消費保安手帳（日本煙火協会発行）を所持している保安教育を受けた経験者が行うことになり、申請書には従事者名簿を添付します。
- \* 申請書は通常 2 部から 4 部提出し、1 部は打揚場所の所轄の警察署に回付され、警察（火薬保安担当）の意見聴取と立会検証があります。
- \* 申請書は通常 2 週間から 4 週間前に提出します。（申請書の添付書類、提出部数、申請日数は、都道府県により異なりますので、事前によく確認してください）
- \* 申請には、7,900 円（R5 現在）が必要です。
- \* 申請書を提出した後、記載した事項に変更が生じたときは、届出をしなければなりません。  
申請書を提出するときは、予め雨天等の場合の順延日時、打揚玉の大きさ、数量など余裕をもって申請しておくことも大切です。
- \* 申請後は、現場立会検証、警察の同意を得て「火薬類（煙火）消費許可証」が交付されます。
- \* 許可を受けた後に、煙火の種類・数量・目的・場所・日時や危険予防の方法等に大きな変更があった場合は新たに許可申請を出しなおさなければなりません。申請は十分留意してやりたいものです。

② 「煙火の打揚届出書」を管轄する消防署（消防長）に提出します。

火薬類（煙火）消費許可申請書と同じ記載事項を添付して、所轄の消防署（消防長）に2部提出し、内1通に受付印を押印してもらいます。

なお、一定数量以下で許可がいらぬ打ち揚げの場合も届出書は提出します。

<許可がいらぬ数量>

消防署への届出だけで無許可で打ち揚げられる範囲の主なものは次のとおりとなります。

- ・同一の消費地において1日につき14cm以下の球状の打揚煙火75個以下（直径6cmを超えるものの個数が25個以下であって、直径10cmを超えるものの個数が10個以下に限る）
- ・仕掛煙火に使用する炎管200個以下

（組合せ例） \*6cm 50個、9cm 15個、12cm 10個、炎管200個

\*6cm 50個、9cm 25個、炎管200個

\*6cm 50個、7.5cm 25個、炎管200個

\*6cm 75個、炎管200個

- ・その他、細部については打揚業者に確認してください。

③ 「港内」や「海上」で打ち揚げるときの規制

船の航行が頻繁な港や、海上で台船（ハシケ）を使って打ち揚げるときは、海上保安庁・港湾局などの許可が必要です。

また、漁業協同組合の了解を求められることもあります。

④ 「航空法」に基づく規制

空港（飛行場）の近くや、飛行機の空路や進入路にあたる場所で花火を打ち揚げるときはいろいろな規制があります。

一定の空域によっては打ち揚げの禁止や高度が規制されることもあり、空港事務所の許可を受ける場合と通報をする場合があります。

### ⑤ 道路使用、通行止め等を行うとき

安全距離（保安距離）の中に道路があるような場合や、観客席に道路を使用するときは警察の許可が必要です。いずれにしても、警備・交通規制などで警察のお世話になることが多々ありますので、準備の段階から早めに連絡や打ち合わせをしておくことが大切です。

### ⑥ 火薬類運搬証明書の取得

多量の煙火（火薬量 600 kg以上）を運搬する場合は、都道府県公安委員会の証明書が必要となり、手続きは通常打揚業者が行います。

## (3) 損害賠償保険の加入

主催者は、花火打揚時における万一の事故により損害を受けた第三者（観客・近隣住民・施設等）に対し、賠償金を供与するための保険（イベント保険等）に加入をお願いします。

なお、協会会員の打揚業者は当該保険に加入しております。

## 2. 花火大会を実施するにあたって

### (1) 必要な施設等の用意をします

本部、警備本部、救護所の設置

照明・放送設備、ゴミ回収箱、仮設トイレなどの施設

立入禁止区域のローピング、警備員の確保等

### (2) 打ち揚げを中止する場合

強風のと看（風速 10m/s 以上）、火災警報が発令されたとき、船上や堤防で波浪の激しい場合等も中止しなければなりません。

### (3) 雨天順延等の場合の処理

台風の接近や、当日雨天等により中止・順延をするときは、決定次第広報をすることになりますので、予め決定する時刻や広報の方法等を決めておきましょう。

### (4) 花火打揚現場との連絡

プログラムの進行を円滑にすることや、緊急時に対応するため、花火打揚現場と主催者の進行係とは、トランシーバー等で密に連絡することが望まれます。

### (5) 立入禁止区域の見張り

立入禁止区域内には、主催者側の連絡係などの要員もなるべく立ち入らないようにします。

警戒を怠ると観客が立ち入ることがあり、花火を中断した例もあります。

必要に応じ要所要所に警戒員（見張り人）を配置し、アナウンス等で警告し安全を確認した後に花火打揚を実施することとなります。

### (6) 救護所（救護班）の設置

花火の燃えかすが観客の目にはいることが多々あります。

洗眼の用意等と救護要員をおくのは望ましいことです。

### (7) 花火が終了したら

花火大会の観衆は早くから集まり、終了後は一斉に帰路につきます。

観客の誘導、通路の安全確保（照明や特設階段、手すりの設置等）に留意して混乱のないようにします。

また、会場の清掃、打揚現場周辺の不発煙火（黒玉等）の探索と清掃の分担、方法等を予め決めておきたいものです。

### 3. 万一、第三者損害が発生したら

被害状況を把握し、すみやかに打揚業者に連絡して必要な処置を相談するとともに、被害者との対応の窓口を一つに決めてください。

### 4. トラブルを起こさぬ配慮を

花火の残滓（燃えかす）による損害の補償は、いくつかの免責があり、全額賠償はできません。

また、自動車の塗装への影響は花火終了後に早く洗浄すれば、大きな問題にならないため、必要に応じプログラムや看板などで警告・広報してください。

#### 例) お願い

打揚現場付近や風下での駐車はご注意ください。万一花火の燃えかすで塗装を傷つけても当方では責任を負いかねます。

〇〇花火大会実行委員会

#### 例) お願い

花火打揚現場付近で万一不発玉などを見つけた場合は、すぐに主催者又は警察・消防に届け出てください。

〇〇花火大会実行委員会      〇〇警察署      〇〇消防署

### 5. 打揚業者との契約について

打揚現場がきまったら、目的と花火打揚の予算を提示し見積書とプログラムの提出を依頼してください。

※見積書の記載内容（例）

概 要	数 量	単 価	金 額
打揚煙火 2.5号玉	1,000 発		
〃 3号玉	500 発		
〃 4号玉	200 発		
〃 5号玉	150 発		
仕掛煙火（ナイヤガラ）	200m		
小型煙火	30 個		
企画制作費			
打揚人件費			
運搬費			
仕掛足場等設営費			
安全対策費			
その他			
合 計			
消費税			
総 計			

花火大会は天候に左右されます。延期や中止の場合の支払い条件等についても、トラブルを起こさぬよう取り決めましょう。

※キャンセル料の契約書記載内容（例）

花火大会中止の場合、甲（実行委員会）は乙（打揚業者）に対し、補償金として下記のとおり金額を支払うものとする。

- ・ 当日打揚準備完了後に中止した場合 契約金額の 100%
- ・ 当日打揚準備前に中止した場合 契約金額の 80%
- ・ 前日前までに中止した場合 契約金額の 50%

注) 別途、処分料がかかることがあります。

# 東京都の煙火消費保安距離「安全な距離」の基準

改正：令和2年3月5日 31環改保922号から抜粋

## 1. 球形打揚煙火の保安距離

球形打揚煙火については、(表8)に掲げる保安距離を適用する。この場合において、消費場所の区分に応じ、適用すべき保安距離の欄の等級は、次のとおりとする。

### ア 第一種地区

1級とする。ただし、煙火玉の種類を限定し、かつ、煙火玉に方向性を与えるため、縄、ひも等を付けることその他の保安上の措置を講じた場合には、2級とする。

### イ 第二種地区 2級とする

### ウ 第三種地区 3級とする

## 2. 用語の説明

### 1) 第一種地区

観賞用として煙火を消費する場合において、煙火の消費場所周辺に人家が密集し、極めて多数の観衆が予想される地区をいう。

(例) 隅田川花火大会の開催地

### 2) 第二種地区

ア 観賞用として煙火を消費する場合において、消費場所周辺に人家が密集している地区又は多くの観衆が予想される地区をいう。

(例) 都内で開催される花火大会の大半の地区

イ 合図等信号用として煙火を消費する場合において、多数の観衆が予想される地区をいう。

(例) 合図雷打ち揚げ時に多数の観衆が予想される催事が行われる地区

### 3) 第三種地区

第一種地区及び第二種地区のいずれにも該当しない地区をいう。

### 4) 保安距離

火薬類取締法施行規則56条の4第1号に規定する安全な距離をいう。

## 5) 球形の打揚煙火

ア ぽか物：煙火玉の形状が球状で、少量の割火薬を用いた重量の軽い打揚煙火をいう。

(例) 号砲、段雷、柳等

イ 割り物：煙火玉の形状が球形で、多量の割火薬を用いた重量の重い打揚煙火をいう。

(例) 菊、牡丹等

(表 8) 球形打揚煙火の保安距離 (東京都)

球形打揚煙火		保安距離 (m)		
煙火玉の大きさ	種 類	1 級	2 級	3 級
7.5 cm以下	ぽか物	100	40	25
	割り物	100	65	40
9.0 cm以下	ぽか物	100	65	40
	割り物	140	100	60
12.0 cm以下	ぽか物	110	75	45
	割り物	150	110	65
15.0 cm以下	ぽか物	150	130	100
	割り物	210	180	130
18.0 cm以下		220	190	130
24.0 cm以下		250	210	130
30.0 cm以下		290	240	150
45.0 cm以下		300	250	150
60.0 cm以下		400	300	200